

船橋市教育委員会会議 3月定例会会議録

1. 日 時 平成31年3月28日(木)
開 会 午前10時00分
閉 会 午前10時41分

2. 場 所 教育委員室

3. 出席委員 教 育 長 松 本 文 化
委 員 佐 藤 秀 樹
委 員 鳥 海 正 明
委 員 小 島 千 鶴

4. 出席職員 教育次長 金 子 公一郎
管理部長 栗 林 紀 子
学校教育部長 筒 井 道 広
生涯学習部長 三 澤 史 子
管理部参事兼施設課長 安 藤 明 宏
学校教育部参事兼学務課長 磯 野 護
生涯学習部参事兼文化課長 大 屋 武 彦
生涯学習部参事兼青少年課長 古 畠 秀 昭
教育総務課長 丸 良 忠
指導課長 内 海 克 紀
保健体育課長 八重樫 勝 伸
総合教育センター所長 小 林 英 俊
社会教育課長 二 野 史 靖
生涯スポーツ課長 中 田 進 一
西図書館長 仲 臺 幸 彦
郷土資料館長 牟 田 重 実
青少年センター所長 大 谷 泰 彦
市立船橋高校教頭 岩 波 永

5. 議 題
第1 前回会議録の承認
第2 議決事項
議案第8号 船橋市立高等学校管理規則の一部を改正する規則について

議案第9号 船橋市教育委員会スクール・バス運営規程の一部を改正する訓令
について

議案第10号 船橋市公民館条例施行規則等の一部を改正する規則について

議案第11号 船橋市文化財審議会委員の委嘱について

議案第12号 船橋市青少年センター運営協議会委員の委嘱について

議案第13号 職員の任免について

議案第14号 職員の任免について

第3 臨時代理報告

報告第2号 県費負担教職員の任免に関する内申について

第4 報告事項

- (1) 「第2回金杉台中学校に関する地域説明会」の開催結果について
- (2) 船橋市立学校における働き方改革推進計画について
- (3) 平成30年度船橋市特別支援教育振興大会合同発表会について
- (4) 平成30年度54回教育研究論文の受賞者について
- (5) 平成30年度第33回ふなばし生涯学習フェアの実施報告について
- (6) 取掛西貝塚紹介リーフレットの配布について
- (7) 文化イベント情報誌の発行について
- (8) オーデンセ市姉妹都市提携30周年記念ギャラリー展示「アンデルセンの世界ーオルセンと『本の虫』が紡ぐ物語ー」の開催について
- (9) 第8回飛ノ台史跡公園博物館・海神中学校・高根台中学校合同展「日本の美を今に活かした作品展」について
- (10) その他

6. 議事の内容

【教育長】

ただいまから教育委員会会議3月定例会を開会いたします。

本日の教育委員会会議の開催に当たり、鎌田委員より所用により欠席との連絡がありましたが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、教育長及び在任委員の過半数が出席しておりますので、本日の会議は成立するものいたします。

それでは、はじめに、会議録の承認についてお諮りします。

2月6日に開催しました教育委員会会議2月定例会の会議録をお手元にお配りしてございますが、よろしければ承認したいと思います。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めますので、当該会議録について承認いたします。

本日の会議の開催に当たりまして、会議を傍聴したい旨、1名の方より申し出がありました。傍聴人を入場させてください。

(傍聴人 入場)

【教育長】

傍聴人にお願いがございます。お渡しいたしました傍聴券の裏面に記載されております傍聴人の遵守事項について守っていただき、傍聴されるようお願いいたします。遵守いただけない場合は退室をお願いする場合もございますので、ご協力ください。

それでは、議事に入りますが、議案第11号及び議案第12号につきましては船橋市教育委員会会議規則第12条第1項第3号に、議案第13号及び議案第14号につきましては同規則第12条第1項第1号に該当しますので、非公開といたしたいと思っております。

また、当該事案につきましては、傍聴人及び関係理事者以外には退席願いますことから、同規則第7条に基づき、議事日程の順序を変更することとし、報告事項10の後に繰り下げたいと思っております。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。そのようにいたします。

それでは、議事に入ります。

はじめに議案第8号について、学務課、説明願います。

【学務課長】

それでは、議案第8号、船橋市立高等学校管理規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

本冊1ページ、2ページ、新旧対照表3ページからをご覧ください。

平成29年度の新入生より単位制を導入し、今年度までは単位制と学年制が混在する状況であったため、本規則において単位制と学年制を併記しておりましたが、平成31年度より単位制が完全実施となるため、今回の改正により、学年制の記載の削除や文言

の整理を行います。

また、資料の6ページ新旧対照表をご覧くださいと思います。

第39条第3号につきまして、「洪水」というところにアンダーラインが引いてあると思いますが、「こう水」の「こう」が平仮名でしたが、常用漢字として用いられていることから、漢字の「洪」を用いること。

そして、第65条、これも下線が引かれてありますが、「歴年」、「歴史」の「歴」の漢字を、暦の「曆」に改正すること。

また、第1号様式につきましては、「終了」、「終わり」という文字の漢字を、「修了」、「修める」という漢字に訂正することといたしました。

説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

【教育長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見とかご質問ありますでしょうか。

よろしいですか。

【各委員】

なし。

【教育長】

それでは、議案第8号、船橋市立高等学校管理規則の一部を改正する規則についてを、採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第8号につきましては、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第9号について、学務課、説明願います。

【学務課長】

議案第9号、船橋市教育委員会スクール・バス運営規程の一部を改正する訓令について説明をさせていただきます。

資料は、本冊11ページ、12ページ、新旧対照表は13ページをご覧ください。

この議案は、船橋市立船橋特別支援学校金堀校舎の増築棟建設に伴い、同敷地内にある車庫を撤去し、スクール・バスの常時の保管場所を変更するため、規程の改正を行うものです。

新旧対照表13ページでございますとおり、現行では「スクール・バスの常時の格納場所は、学校敷地内に設置された車庫とする」と書かれているところを、「スクール・バスの常時の保管場所は、教育委員会が別に定める」と修正する改正でございます。

議決後、スクール・バスの保管場所につきましては、別途、学務課で決裁をとり、定める予定でございます。実際の保管場所につきましては、金堀校舎に3台、高根台校舎に5台、保管予定でございます。

以上でございます。

【教育長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問がございますでしょうか。

【各委員】

なし。

【教育長】

それでは、議案第9号、船橋市教育委員会スクール・バス運営規程の一部を改正する訓令について採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第9号につきましては、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第10号について、社会教育課、説明願います。

【社会教育課長】

議案第10号、船橋市公民館条例施行規則等の一部を改正する規則についてご説明いたします。

資料は、本冊15ページから35ページまでとなります。

消費税法の改正により、現在8%の消費税等が10月から10%になることに伴う、生涯学習施設の設備の使用料などに消費税改定相当額を加算するために、本規則を制定

するものです。

本規則が改正の対象とする規則は、船橋市公民館条例施行規則、船橋市文化芸術ホール条例施行規則、船橋市少年自然の家条例施行規則及び船橋市視聴覚センター条例施行規則であり、本規則により、これらの規則を一括して改正するものです。

また、今回の改定に合わせて、船橋市文化芸術ホール条例施行規則、船橋市少年自然の家条例施行規則及び船橋市視聴覚センター条例施行規則の消費税等を、これまでの外税方式から内税方式に変更いたします。

改正の対象となる主な設備は、公民館講堂、文化ホール、文化創造館、視聴覚センターにつきましては、音響設備、照明設備、映写設備、移動式座席設備などです。また、少年自然の家につきましては食費となります。

本規則の施行は、18ページの附則にありますとおり、平成31年10月1日からとなります。

説明は以上です。

【教育長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

【佐藤委員】

2つお伺いします。

1つは、こういった料金に関して、消費税相当額のお金を、料金で上乗せと言っているのかわからないですけども、積み重ねていくというのは、そういうふうにしますよという別の何か規程みたいなものはありますか。市全体の。

【教育次長】

市全体の規程の中ではございません。消費税法そのものが、売り上げにかかる消費税については消費税をとります、支払いについては消費税を払ってくださいね、という形になっておりますので、これも役所であっても例外ではありません。ただ、この間も申し上げましたけれども、最終的に税務署に納めるかということ、一般会計については、売り上げの消費税と支払いの消費税がいつも同額であるとみなしますよという規程が消費税法の中にありますので、納付する消費税というのはありません。

それと、企業会計や何かをやっている下水道ですとか、市場ですとか、病院ですとか、ああいう企業会計のものには、今の規程の適用がありませんので、消費税を納めたり、還付をしてもらったりということ、税務署との間で実際にやっております。

【教育長】

よろしいですか。

【佐藤委員】

もう1つ、今回、消費税が上がるということで、外税のものを内税にすることも含めて、これに関しては若干値上げとか値下げとか、そういうことというのはありますか。

【社会教育課長】

こちらは、そういうことはございません。

【教育長】

よろしいですか。

【佐藤委員】

はい。

【教育長】

ほかに何かご質問ありますでしょうか。

【各委員】

なし。

【教育長】

それでは、議案第10号、船橋市公民館条例施行規則等の一部を改正する規則について採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第10号につきましては、原案どおり可決いたしました。

続きまして、臨時代理報告に入ります。

報告第2号について、学務課、報告願います。

【学務課長】

報告第2号、県費負担教職員の任免に関する内申について、ご報告申し上げます。

資料は、別冊1の1ページから12ページでございます。

平成30年度末の管理職の異動についてでございます。

校長につきましては、退職者が24名、行政などの転出者が8名となり、市内に32名の新たな校長が配置されます。32名の校長のうち、再任の校長は3名、県立高校・他市などから転入してくる校長が4名、市内の新任校長が25名でございます。そのほかに、他市に1名、県立特別支援学校に1名、新任校長として配置されます。

次に、副校長でございます。船橋特別支援学校に新任副校長が1名配置となります。

次に、教頭でございます。退職者が7名、教頭から校長に昇任した者が10名、教頭から副校長に昇任した者が1名、行政や他市に異動した者が9名おり、また、新たに中野木小学校が教頭複数配置となりましたので、平成30年度末には28名の新たな教頭が配置されます。28名の教頭のうち、再任の教頭が2名、他市から転入する教頭が6名、市内から新任の教頭が20名配置されます。

以上でございます。

【教育長】

ただいま報告がありましたが、何かご質問はございますでしょうか。

【佐藤委員】

意見です。想像するに、多分かなり大変だったのだろうと思ひまして。地域によっては校長先生、皆さん代わられているとか、学校も校長先生、教頭先生両方代わっているとか、いろいろあると思いますが、大体そういうところは地域もPTA等保護者も、結構、不安になるものですので、新任というか、新しい先生方が皆さん頑張ってくれると思いますけども、そういうこともあるということも一応伝えておこうかなと思うのと、あと、また新しい先生たちが入ってきますので、若い先生たちの指導のほうもよろしくお願ひしたいなと思ひます。

以上です。

【教育長】

ありがとうございます。

ほかに何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

【各委員】

なし。

【教育長】

それでは、続きまして、報告事項に入ります。

はじめに、報告事項(1)について、教育総務課、報告願ひます。

【教育総務課長】

報告（１）は、別冊１の１３ページをご覧ください。

先週の土曜日、２３日に「第２回船橋市立金杉台中学校に関する地域説明会」を開催しましたので、ご報告いたします。

今回も、前回同様、金杉台中学校、金杉台小学校のほか、関係する５小学校、１中学校の各世帯へ合計約３，２００枚の説明会開催のご案内を配布したほか、地域の町会自治会、近隣の保育園・幼稚園を通じて、回覧等により周知を図りました。当日は３３名の方にご出席いただきました。

金杉台中学校の現状と今後の生徒数の推計、ほかの学校よりも地理的課題が少ない、御滝中学校との統合が望ましいと考えるに至ったこれまでの検討経過のほか、前回の説明会でいただいた学校規模、コスト、通学区域に関する意見について、前回と重複する部分もありましたが、さらに説明を行いました。

また、同じく、前回の説明会で出された、統合となった場合の施設の利活用についての意見に関して、市長事務部局財産管理課より公共施設等総合管理計画について説明しました。

その後、参加者全員から意見をいただけるように進行したところ、当初の予定の時間を１時間程度上回り、２時間ほどの質疑応答、意見聴取となりました。

質疑応答の時間の冒頭で、「金杉台中学校の存続を求める陳情署名」と、金杉台小学校の児童３名の意見書の提出がなされました。これらの取り扱いについては、今後、検討してまいります。

なお、説明会の時間内に言い切れなかった意見等を把握するため、ご意見等の記入用紙を１５枚回収したところ、自由記入欄に書かれた意見として、金杉台中学校の現状等に対する意見が１２件、公共施設等総合管理計画に対する意見が８件、今後、統合となった場合の懸念等に関する意見が９件ございました。

報告は以上でございます。

【教育長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問があったらお願いいたします。

【佐藤委員】

公共施設等総合管理計画について、どのような説明をしたのか、教えていただければと思うのですが。

【教育総務課長】

所管は財産管理課となりますが、市の公共施設が一斉に建てられたということで老朽化が進んでいるので、将来にわたり安全で、安心できる快適なサービスを提供するため

にということで、基本方針としまして、公共施設等の最適な配置、安心・安全な公共施設等の整備という考え方について説明をしていただいたところです。

特に今回の説明会では、高根・金杉地区の人口推計や、金杉台中学校の施設の状況、いつごろ、どういった建物が建てられたとか、徐々に建てられてきた紹介をしていただきました。それから、利活用については、小学校を、例えば道の駅に使っているとか、子ども未来センターに活用しているとか、そういった他市の事例等の紹介がなされました。

統合となった場合は地域の皆様に説明して、皆様の意見をいただきながら、施設の方針を検討していくというような説明がございました。

以上でございます。

【教育長】

よろしいですか。

【佐藤委員】

はい。

【教育長】

ほかに何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

【小島委員】

いただいた意見ですとか、質疑応答の内容というのは、また何かしらまとめて、別で出すご予定というのはあるのでしょうか。

【教育総務課長】

先週の土曜日に行ったばかりですので、今、内容についてまとめているところでございますので、また次回の説明会に向けて検討していく中でご報告をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

【教育長】

ほかにいかがですか。

よろしいですか。

続きまして、報告事項（２）について、学務課、報告願います。

【学務課長】

船橋市立学校における働き方改革推進計画について、ご報告させていただきます。

資料は、別冊1の15ページからでございます。

千葉県教育委員会は、平成30年9月に「学校における働き方改革推進プラン」を策定しました。このプランの中で、県教育委員会は、各市町村教育委員会においても働き方改革のための行動計画を策定するよう促してきました。このことから、船橋市教育委員会において、働き方改革推進委員会を立ち上げ、学校の業務改善及び教職員の労働時間の短縮をより一層推進するための計画策定に向けた会議を重ね、千葉県教育委員会のプランに基づき、船橋市立学校における働き方改革推進計画を策定いたしました。

この計画は、船橋市の目標及び教育委員会の取り組み、学校の取り組み、そして、実施状況を振り返るチェックシートから成り立っております。

また、推進計画の中に、教職員が1年に一度は1週間以上の連続の休暇を取得できるように、平成31年度より8月11日の「山の日」より3日間を学校閉庁日として、連続休暇取得を奨励していきたいと考えております。

資料の29ページに、その閉庁日の予定表を示してございます。

この計画を実行し、教職員の総労働時間の短縮を図り、教職員の心身にわたる健康の増進、及び、子供たちに必要な教育活動を継続することができるように取り組んでまいります。

以上でございます。

【教育長】

以上、報告がありました。何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【鳥海委員】

非常に悩ましい問題かと思うんですけども、お上から働き方改革と言われてしまうと、学校の先生方の長時間労働がすごく問題になっておりますから、いろいろな解決の方法が必要になってくるかと思うんですが、ザクッと見させていただくと、少し不十分かなというふうに思います。

その大きな理由は何かといったら、これは働き方改革じゃなくて、休み方改革と見られてしまう文言が多いということです。ですから、教育の質をいかに落とさずに、子供たちへのサービスをいかに落とさずに時間を短縮するかということの工夫が、人の問題なのか、システムの問題なのか、あるいは、個々の能力の問題なのか、いろいろな着眼点から解決の方法といたしますか、そういったものの方法をピックアップして、それに向けて決まりだけ決めれば、4月からできますか、3年後からできますかと、そんな簡単なことではなくて、こういう、ものの決め方をしたときの被害者は誰かということ、子供たちになりますから、少し流動的に、こういった問題を解決するためにはこういった方

法をとっていかなきゃいけないだろう、こういった方法をとっていかなきゃいけないだろうということの含みというのがどこか必要なのだろうなというふうに思います。ですから、がつつと休みはとりますよ、残業時間を減らしますよ、教員の心身の健康を守りますよということを前面に出して、これを実行したところで、本当に学校というのはよくなるのだろうか、子供たちの教育というのはよくなるのだろうかということをもう一回考えたら、もうひとひねりあっていいのではないかなというふうに思わざるを得ないものかなというふうに思います。

とはいえ、どこかで実現しなければいけないガイドラインなりをつくらなければいけないというところでは、そうですが、流動的に成長している要素というものをここに示さないと、可決されたことにのっかってオーケーなんだということになって、解決されない問題が増えるということが予想されるとしたら、非常に憂うべきことだろうなと思います。なので、「はい、そうですか」というふうには読み取れないものだなというふうに思います。

【学務課長】

ご意見、ありがとうございます。

今回のこの計画が、県の教育委員会から出たものを基本につくってありまして、船橋市も、先ほどご説明させていただいたように、推進委員会を立ち上げておりますので、これで終わりではなくて、今回定めた内容から具体的に実際にやってみて、こういうところをもう少しくしたほうがいいんじゃないか、今、委員からご意見いただいたところ等も含めながら、これで終わりではなくて、今後も検討は続けていきたいと思っております。

ありがとうございます。

【教育長】

ほかにいかがですか。

それでは、続きまして、報告事項（3）から報告事項（9）については、定例の報告事項ですので、質疑を一括して行いたいと思います。

何かご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。

【佐藤委員】

この「BUNBUN Funabashi.」ですけど、ちょっと気になって、おもしろそうだなと思ってはいます。これは違うんですね、これなんですよ。それと冊子になっているもの、そこら辺も教えていただければなと思います。

【文化課長】

今、お手元にカラー刷りのA3二つ折りになっているものを配らせていただいておりますが、これが本冊全てになります。基本的にはWEB版なので、4月1日、ホームページにアップしますが、きょうは便宜的にA3の紙で出力をさせていただきます。

【佐藤委員】

なるほど。ちょっと勘違いしていました。じゃ、今まであった、例えば各施設の情報誌みたいなものは情報誌としてつくるということで。WEB版として統合したものができるといふことで、よろしいんですか。

【文化課長】

はい、おっしゃるとおりです。各施設で、文化ホールであれば、「かもめ」であるとか、きららであればA4折り込みのパンフレットはつくりますが、市民の方から駅周辺の文化施設とか市が主催する文化事業を一本で見たいという声はございました。文化推進協議会のほうでたたき台をつくりまして、その作業部会は文化施設と文化課の若手の職員になりますけれども、今回、WEB版のフリーペーパーをつくったという経緯でございます。

【佐藤委員】

ちなみに、もしこれだとすると、私なんか完全に見えないので、どうしようかなと思ってしまったんです。

【教育長】

私も見えないです。

【佐藤委員】

WEB版だということですね。わかりました。ありがとうございます。

【教育長】

全部にまとめているということで。紙ベースはつくらないということですね。

【文化課長】

はい。実はWEBを使わない方もいらっしゃいますので……。

【教育長】

私なんか全然使わないです。

【文化課長】

部数に限りがあるんですけども、ここに掲載されている施設、それと、各公民館、図書館には、お手元の紙ベースのものを配架させていただきます。

【教育長】

わかりました。

【小島委員】

同じことですが。この全てに画像が結構載っているという意味では一覧性がとてもいいと思うので、その取り組みを続けていただきたいと思います。ただ、確かに、大きさがちょっと。私は大丈夫なんですけれども、いろんな方がいると思うので、大きなものも考えてもいいのかな。利用者の方の声を聞いて、また、そういうときには前例にこだわらず、どんどん変えていただければなと思います。

【教育長】

ありがとうございます。

ほかに何か。何かありますか。

では、（３）から（９）までの報告事項の中で、もしほかに。

課長さんたちで何か、この間で言うことがあれば。

大丈夫ですか、報告事項（３）から（９）で。

委員さんのほう、何かご質問があればですけども、よろしいですか。

それでは、続きまして、報告事項（１０）その他で、何か報告したいことがある方、いらっしゃいますでしょうか。

【文化課長】

資料はございませんが、口頭でご報告を一点、させていただきたいと思います。

先週の３月１９日に、佐倉市にあります国立歴史民俗博物館の常設展示室「先史古代コーナー」がリニューアルオープンをいたしました。縄文時代のコーナーには、今回のリニューアルで、取掛西貝塚と中山競馬場にごさいました古作貝塚の写真パネルが、全国的にも代表的な遺跡であるということで展示がされております。機会があれば、ぜひご覧いただければと思います。

以上です。

【教育長】

ほかに、大丈夫でしょうか。

【各委員】

なし。

【教育長】

それでは、続きまして、先ほど非公開と決しました議案第11号から議案第14号の審議に入りますので、傍聴人はご退席願います。

(傍聴人退席)

【教育長】

それでは、議案第11号について、文化課、説明願います。

議案第11号「船橋市文化財審議会委員の委嘱について」は、文化課長から説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

【教育長】

続きまして、議案第12号について、青少年センター、説明願います。

議案第12号「船橋市青少年センター運営協議会委員の委嘱について」は、青少年センター所長から説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

【教育長】

続きまして、議案第13号の人事案件の審議に入りますので、関係職員以外の方は退席願います。

(関係職員以外の職員退席)

【教育長】

それでは、議案第13号について、学務課、説明願います。

議案第13号「職員の任免について」は、学務課長から説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

【教育長】

続きまして、議案第14号の人事案件の審議に入りますので、関係職員以外の方は退席願います。

(関係職員以外の職員退席)

【教育長】

それでは、議案第14号について、教育総務課、説明願います。

議案第14号「職員の任免について」は、教育総務課長から説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

【教育長】

本日予定しておりました議案等の審議を終了いたします。

これで教育委員会会議3月定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午前10時41分閉会